災害時の時間外労働について (労働基準法第33条について)

栃木労働局

1 災害時などの時間外労働はどうすればいいのか?

災害(地震、風水害、雪害など)、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合、労働基準法 33 条に 基づく手続を取ることによって、36 協定の「延長することができる時間数」とは別に、これらの対応にあたる時間 外労働を行うことができます。

建設業に限ったものではなく、鉄道事業者や電気ガス事業も、33条に基づく手続を使う場合があります。

もちろん、33条に基づく手続によらず、通常の残業時間として扱っても OK ですし、始業終業時間をずらして、 例えば早出してもらったので、その日はその分早上がりしてもらうとか、また、そもそも所定労働時間内に対応する ことも可能です。

33 条に基づく手続によらなければ、36 協定で定めた「延長することができる時間数」を超えてしまう心配がある ケースなどでは、この手続をとる意味は大きいといえます。

なお、実際に働いた時間に応じて、賃金(割増賃金)の支払が必要なことは変わりがありません。

2 どんな時に33条の対象とできるのか?

疑問に思ったら、まずは最寄りの労働基準監督署に相談してください。

33 条の対象となるのは、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合であり、臨時の必要の 限度において厳格に運用すべきものであるとされています。単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要によ る場合は認められません。

建設業ですと、地震、風水害、雪害等の災害による場合(差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む) が考えられます。

33条の対象となるか否かは、人命又は公益を保護するための必要があるか、社会生活に重大な影響があるかなど、 その臨時の必要性で判断されることとなります。

また、建設業の雪害対策では、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件等により、臨時に実施 する場合は、33条の対象となります。

3 いつ、どんな手続が必要なのか?

事前に所轄の労働基準監督署に申請して許可を受けるほか、緊急性が高く今すぐ対応しなければならない状況では、 悠長に監督署に申請している時間すら無いでしょうから、そういった場合は事後の届出を行うことでも大丈夫です。 様式が定まっております。様式第6号を使用して下さい。

※厚生労働省の HP からダウンロードできます。



様式第6号(第13条第2項関係)	非常災害等の理由による	労働時間延長 休日労働	許可申請書	+ 1	
事業の種類	事業の名	5 和	事業の所在地		
時間延長を必要とする事由		時間延長を行う期間及び延長時間		労働者数	
休日労働を必要とする事由		休日労働を行う年月日			労働者数
年 月 日		使用者	職名		
			IZ/III B	氏名	
労働基準監督署長 殿 備考 「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。					